

令和6年度

多摩市ミスト設備補助金のご案内

令和5年7月に世界の平均気温が史上最高となりました。そのことを受け、グテーレス国連事務総長は「地球温暖化の時代は終わった。地球沸騰化の時代が到来した。」と表現しました。ここ数年の夏季において熱中症患者は増加傾向にあり、市民は各家庭でエアコンを使用し対策をしている状況です。コロナ禍が明けても街を出歩く人が少なく、また出歩かなくてはならない人も暑さで体調を崩す恐れがあるため、現在の気候に「適応」し、市民が健幸で出歩きたくなる街としていくため、各団体がイベント会場等に設置するミスト設備(リース)に対し補助を行います。



【補助対象機器等及び補助金額】

■移動式微細ミスト

対象経費(税抜)の4/5

(1台あたり上限6万円) ※千円未満切り捨て

郵送申請も可

【申請受付期間】

令和6年4月1日(月曜日) ~ 10月31日(木曜日)(消印有効)

※申し込み先着順。予算額に到達次第終了。

【問合せ・申請先】

多摩市役所 環境部 環境政策課 (東庁舎1階)

〒206-8666 多摩市関戸 6-12-1

電話 042-338-6831(直通)・FAX 042-338-6857

受付時間:午前8時30分~12時、午後1時~5時



詳細はホームページで確認ください。⇒



1 対象となる方(申請者の要件)

市内において移動式微細ミスト設備を整備する事業を実施する賃貸借契約における借主となる法人その他の団体であって、次の各号に掲げる要件をみたすものとする。

- ① 官公庁等ではないこと
- ② 法令および公序良俗に反していないこと
- ③ 補助対象事業の対象となる事業所等の所有者または賃貸人(補助対象事業について別に定める承諾書により所有者の承諾を得ている者に限る。)であること。
- ④ 市が指定する啓発用ポスターの掲示及び補助対象事業の中で地球温暖化対策もしくは気候変動適応に資する環境啓発に取り組むこと。

2 対象申請期間

令和6年4月1日(月)から令和6年10月31日(木)までに、移動式ミスト設備をレンタルし、市内に設置すること

3 申請受付期間

令和6年4月1日(月)～令和6年10月31日(木) (出張所では申請を受付けておりませんのでご注意ください。)

※実績報告は令和6年12月27日(金)までに提出要

4 補助対象となる機器等及び補助上限金額

◆移動式ミスト

▶移動式ミスト設備 水を微細な霧状に噴射し、気化熱によって周囲の冷却を行う装置であって、次の要件を満たすものをいう。

- ア 当該装置から排出される水質の安全性が確保されていること
 - イ 当該装置を移動させることが容易であること(キャスターの付属等)
 - ウ 公園や公開空地など金銭の支払いなどの条件を課されることなく、その空間(施設)を利用することができる場所であること。
 - エ 不特定多数の者が通行し、休憩し又は留まる際の暑熱を緩和することを主な目的とするものであること
 - オ 補助金を受けようとする年度内に実施するものであること
 - カ 補助対象設備が賃貸借契約により使用されるものであり、当該契約における賃貸借期間のうち3分の1以上の期間において、移動式ミストを設置し、ア～オの要件も満たし運用をされるものであること
- ▶賃貸借契約 ミスト設備の貸主がミスト設備の借主に対し、当事者間で合意した期間(以下「賃貸借期間」という)にわたり当該ミスト設備を使用収益する権利を与え、借主が当該ミスト設備の使用料を貸主に支払う契約をいう

補助対象経費は、ミスト設備のレンタル料、設置費用、運搬費用(往復分)の合計額です。
(ただし、消費税及び地方消費税相当分をのぞく)

【補助上限額】

機器等名	補助率	補助上限額
移動式ミスト設備	4/5	6万円/台

※補助対象経費の額を超えない範囲での補助とする。

※申請金額は 1,000 円未満切り捨てとする。

(例) 交付申請額計算式 (税抜きで計算してください)

ケース①

75,000 円(1 台)×4/5=60,000 円
上限額以内のため、補助金は 60,000 円
自己負担額は 75,000 円-60,000 円=15,000 円

ケース②

52,000 円(1 台)×4/5=41,600 円
ただし、申請金額は 1,000 円未満切り捨てのため、補助金は 41,000 円
自己負担額は 52,000 円-41,000 円=11,000 円

ケース③

200,000 円(2 台)×4/5=160,000 円
ただし、上限 6 万円/台のため、補助金は 60,000×2=120,000 円
自己負担額は 200,000 円-120,000 円=80,000 円

【環境啓発事業の例】

・打ち水の実施、イベント内でのかき氷・きゅうり 1 本漬け等の販売、ネッククーラーの配布等各自アイデアをお待ちしています。

【5 予算額について】

総額120万円 ※予算額に達し次第、受付を終了します。

【6 補助金交付までの流れ】

業者との契約は、市の交付決定後に行ってください。
交付決定前に契約したものについては、補助対象外となります。



交付決定後に事業内容や金額の変更、中止、廃止があった場合は
環境政策課へご連絡をいただくとともに、
第4号様式および変更の内容が記載された書類を提出してください。

【7 申請・実績報告に係る提出書類・郵送先】

(申請)

	提出書類	確認欄
①	チェックリスト ※様式あり	
②	申請書(第1号様式) ※記入見本あり	
③	法人である場合は3か月以内に発行された履歴事項証明書、団体の場合は定款、会則等団体がわかるもの	
④	見積書の写し(経費内訳が記載されたもの)	
⑤	パンフレット等当該補助対象設備の性能が分かる書類	
⑥	実施内容がわかる事業計画書	
⑦	イベント等を実施する施設等の賃貸借人である場合は当該施設等の所有者の承諾書	
⑧	その他市長が必要と認めた書類	

※申請者が賃借人等の場合には、建物所有者の承諾書を添付すること。また、所有者が複数人いる場合には、所有者全員の承諾書を添付すること。(管理組合の場合、議決書又はこれに代わるもの)

(実績報告)

	提出書類	確認欄
①	チェックリスト ※様式あり	
②	実績報告書(第7号様式) ※記入見本あり	
③	領収書及び納品書の写し	
④	補助対象経費の内訳がわかる書類	
⑤	イベント等の実施状況及びポスター掲示がわかる写真(撮影日を記載したもの)	
⑥	ミスト設備を施工又は設置した写真及び設置個所の平面図	
⑦	ミスト設備の稼働日数が分かる書類(チラシ、ポスター、契約書等)	
⑧	地球温暖化対策又は気候変動適応の啓発の取組状況が分かる写真	
⑨	その他市長が必要と認めた書類	

【郵送先】

〒206-8666
多摩市関戸6-12-1
多摩市環境部環境政策課
ミスト設備補助金担当 宛

※到着まで追跡可能な方法(レターパック、特定記録、書留等)での送付を推奨します。

※交付決定通知受領後に事業計画の変更や中止となった場合には、事業計画(変更・中止・廃止)承認申請・補助金変更申請書(第4号様式)を提出ください。

必要な書類が揃っているか、ご確認のうえ郵送ください。
書類が不足している場合、申請をお受けすることが出来ません。



【8 記入見本】

第1号様式（第5条関係）

令和6年5月7日

多摩市長 殿

申請者 〒206-0011

所在地 **多摩市関戸6-12-1**名称 **多摩商店会**代表者氏名 **会長 多摩 太郎** 多電話番号 **042-338-6831**

申請時

多摩市ミスト設備補助金交付申請書

多摩市ミスト設備補助金の交付を受けたいので、多摩市ミスト設備補助金交付要綱第5条第1項の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1. 設置概要について

設置イベント	夏祭り		
設置場所	多摩市 関戸6-12-1 (建物名)		
設置場所の状況	<input checked="" type="checkbox"/> 自己所有 <input type="checkbox"/> 共同所有 <input type="checkbox"/> 賃貸または使用貸借		
稼働日数	3 日	賃貸借期間	令和6年8月2 日から 令和6年8月5 日まで
設置台数	2 台		

2. 補助金申請額

補助金申請額	120,000 円	(設備に係る経費—他の助成金額) × 4 / 5 千円未満切り捨てで限度額は1台あたり6万円
--------	------------------	---

3. 環境啓発事業

環境啓発事業内容	イベント実施期間中の夕方に打ち水を商店会で行う。
----------	---------------------------------

令和6年8月31日

多摩市長 殿

実績報告時

所在地 多摩市関戸6-12-1

名称 多摩商店会

代表者氏名 会長 多摩 太郎 

電話番号 042-338-6831

多摩市ミスト設備補助金に係る実績報告書

令和6年5月20日付6多環環第〇号で交付決定を受けた多摩市ミスト設備補助金の実績について、多摩市ミスト設備補助金交付要綱第9条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて報告します。

1 設置台数 2 台

2 地球温暖化対策等に関する啓発の取組みの内容

令和6年8月3日～5日の夕方18時から●●商店会で打ち水を実施した。当日の参加者は3日〇人、4日〇人、5日〇人の計〇〇人参加した。

3 添付書類

- (1) 領収書及び納品書の写し
- (2) 補助対象経費の内訳が分かる書類
- (3) イベント等の実施状況及びポスター掲示が分かる写真（撮影日を記載したもの。）
- (4) ミスト設備を施工又は設置した写真及び設置箇所の平面図
- (5) ミスト設備の稼働日数が分かる書類
- (6) 地球温暖化対策又は気候変動適応の啓発の取組状況が分かる写真
- (7) その他市長が必要と認める書類

令和6年9月10日

多摩市長 殿

交付額確定後

所在地 多摩市関戸6-12-1
名称 多摩商店会
代表者氏名 会長 多摩 太郎 (印)
電話番号 042-●●-0000

多摩市ミスト設備補助金交付請求書

多摩市ミスト補助金交付要綱第13条に規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

金 120,000 円也

下記口座にお振込みください。

振込 口座	振込先金融機関		支店番号						
	〇〇〇	銀行 信金・信組 農協	多摩	本店	支店	1	1	1	
	フリガナ タマショウテンカイ	種別	口座番号						
	口座名義 多摩商店会	普通 当座	1	2	3	4	5	6	7

※ 口座は申請者名義のものに限ります。

[9 QA]

No.	質問	回答
1	申請の際には環境啓発イベントも記載しないと申請できませんか？	環境啓発ポスターの掲示と環境啓発事業の実施は必須となっているので申請書に記入いただきます。事前にご相談いただきますようお願いいたします。
2	ミスト補助でレンタルできるのは1台ですか？	台数の制限はありませんが、1台当たりの上限は6万円となります。
3	店舗は多摩市内にありますますが、住んでいるのは市外です。申請できますか？	申請いただけますがミストを設置する場所が多摩市内にあると分かる書類を提出ください。
4	水道代や電気代も補助対象ですか？	水道代や電気代については補助対象外です。レンタルする際、設置方法や経費についてもよく確認ください。
5	人が自由に入出りできる市内の施設または空間とはどのような場所ですか？	公園や公開空地など、金銭の支払いなどの条件を課されることなく、その空間(施設を利用することが出来る場所)です。
6	マンションの住民のみが参加するイベントで使用する場合、助成対象となりますか？	特定の人を対象としたイベントであるため助成対象とはなりません。
7	ミスト設備から排出される水の水質確保方法は？	・ミスト設備と水道とを直結し、1日を超えて水が滞留しないようにすること(前回の散布から1日以上期間を経過して散布する場合には、設備内に滞留した水を除去した上で散布すること。) ・水道と直結せず、タンクに滞留した水道水を散布する場合には、1日に1回以上、当該タンク内の水道水を交換するとともにタンク内の点検を行い、必要に応じてタンク内の清掃を行うこと。
8	発電機は補助対象ですか？	発電機は補助対象外です。電源の確保についても確認して計画してください。

(ゆうちょ銀行の読み替えについて)

ゆうちょ銀行の記号・番号の通帳をお持ちの方は請求書に記載の際、お気をつけください。

お持ちのキャッシュカード・通帳で記号が1から始まる場合

店番は「記号」の2～3桁目の数字の最後に「8」をつける。

口座番号は、桁数にかかわらず「番号」の最後の「1」をとる。

通帳の種類:総合口座、通常預金

→預金種目は「普通預金」

通帳の種類:通常貯蓄預金

→預金種目は「貯蓄預金」 **貯蓄預金は対応できません。**

例

記号:11940

番号:12345671



店名(支店名):一九八店

支店コード:198

口座番号:1234567

お持ちのキャッシュカード・通帳で記号が0から始まる場合

店番は「記号」の2～3桁目の数字の最後に「9」をつける。

口座番号は、桁数にかかわらず「番号」の最後の「1」をとる。

預金種目は「当座預金」